

庁議（令和2年5月26日）結果について

- 1 開催日 令和2年5月26日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 福祉部長、健康・こども部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 概要</p> <p>平塚市介護保険条例第9条第2項の規定により、納期限を過ぎた保険料の減免申請はできないが、申請できなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、申請を受理し遡って減免を適用できるように改正する。</p> <p>2 改正理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免について、減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行う必要があることが国から示されたため、必要な規定を整備するもの。</p> <p>3 施行日</p> <p>公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。</p>
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 概要</p> <p>平塚市国民健康保険税条例第12条第2項の規定により、納期限を過ぎた保険税の減免申請はできないが、申請できなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、申請を受理し遡って減免を適用できるように改正する。</p> <p>2 改正理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行う必要があることが国から示されたため、必要な規定を整備するもの。</p>
----	---

	3 施行日 公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- ・なし

以 上